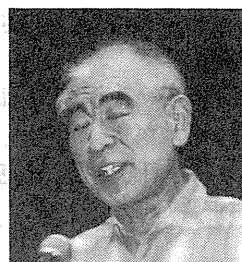


改訂教育課程の実施と新学力観

佐々木 享



1. 中学校技術科の問題

中学校学習指導要領は、89年3月に全面改訂され、93年度より全学年に実施された。学習指導要領や教科書を、理論と実践の両面で批判検討し、国民教育としての技術科教育を改構築することが課題となってきた。

(1) 学習領域の性別履修指定の撤廃

a) 男子のみ、女子のみの普通教育はあり得ない。家庭科女子必修制の背景には、性別役割分業があった(ある)。この家庭科女子必修制については、「女子としての普通教育」という奇妙な理論があった。憲法26条にいう普通教育は、誰もが学ぶべき教育をいう。その範囲、程度について多少の議論はあるけれども、性による差別は認められない。

b) 選択制とされた領域を学校が共学と指定する場合はともかくとして、男子に金属加工、女子に被服などと学習領域を性別に履修指定することは、女子差別撤廃条約の理念に抵触し、正しくない。選択制とするのであれば、男女とも選択し得るものでなくてはならない。

c) 現行のすべてあるいは大部分の領域を男女に学ばせるべきだとするなら—そういう主張には正当な根拠がある—、そこから、技術科、家庭科を教育課程構成上も明確に分離し、両方をともに必修にするという、理論と実践の両面から展望を切り拓くことが課題となる。なおこの場合、歴史的な経過、教育内容の構成などの点からみて、技術科と家庭科とが同じ時間数である必要はない。

(2) 木材加工、電気、家庭生活、食物のみを必修とし、他の領域を選択制としたことについて

一部の領域のみを必修としたことは、共学体制を前進させるための措置として歓迎できる。しかし、それぞれの領域の内容の教育価値という点からみて、何を共学必修とすべきなのか、選択制の

領域は将来ともに選択制でよいのか、か改めて問われることになった。

(3) 「情報基礎」の問題

新設の「情報基礎」には問題が多い。

a) 情報処理自体は、技術教育の内容ではない。学習指導要領が掲げている内容ならば、技術・家庭科以外のどの教科であっても、また教科外でも不思議ではない。学習指導要領が掲げる内容では、むしろ、学校で教える必要があるのかどうかが問われよう。

b) 百歩ゆずって「情報基礎」—パソコンを教える必要があるというなら、教えることによってパソコン嫌いの子どもをつくらないようにしなくてはならない。

一般に、一部の(とくにコンピュータに熱心な教師等の)間には、よく調べた根拠もないのに、子どもたちはパソコンが好きだという迷信がある。実際には、潜在的なパソコン嫌い、コンピュータ拒否症の子どもは少なくないし、教えたためにむしろパソコン嫌いの子どもがふえたという報告もある。とくに女子にパソコン嫌いが多い事実には、留意する必要がある。

c) 技術科で扱うコンピュータ教育は、コンピュータが生産過程において重要な役割を果たしていることに注目し、技術教育の観点から情報教育の内容を編成すべきである。こういう意味でのコンピュータ教育は、男女に必要である。

こうした観点から編集された技教研の自主テキストは、有用な示唆を与えている。

(4) 新学力観について

できない者はできないなりに、意欲、関心が高まったのであればそれでよしとする新学力観は、到達目標が明示的でないという意味では従来からあったものである。「新学力観」といわれるの

は、それが殊さらに強調されるようになったからである。

困難の多い教育現場には「新学力観」を受け入れ易い素地がある、厳しく現実に立ちむかうことなしには「新学力観」を克服できない、という意見は重要である。

II. 高校教育をめぐる政策動向

(1) 最近の高校多様化政策

臨教審(84~87)以来の高校多様化政策は、学校・学科の多様化、という2つの面で顕著である。

a) 3年制の専修学校高等課程卒業生への大学入学資格授与。臨教審第1次答申が出された直後の85年10月から実施された。

がんらい、1960年の国民所得倍増計画、63年の人的能力開発に関する経済審議会答申、66年の中教審の後期中等教育の拡充整備についての答申などは、一貫して後期中等教育段階の多様化を強調していた。

その卒業生に大学入学資格を与えることは、その教育機関を中等教育とみなすことである。その意味でこの措置は歴史的に重要である。

ところで、専修学校の大部分は私立学校である。この措置は、専修学校優遇策であり、同時に、公費教育の削減政策でもある。

b) 定時制・通信制課程の修業年限短縮

88年11月の法改正により、89年より実施、夜間定時制のみでは3年で卒業するのは無理。大検受験、通信制との併修が前提とされる。愛知県はじめかなりの県では、3年修了課程の開設が強要されている。

他方、3年制高等専修学校では、通信制高校との連携を強化している。専修学校卒業と同時に高卒の資格が取得できるからである。ここにも、専修学校優遇策がある。

c) 単位制高校制度の創設

88年に創設された。92年には36校に達し、さらに増加の傾向にある。

d) 顕著に進む学科の多様化

最近の僅か5年程の間に200種くらいの新しい学科が生まれている。

この表のほか、入試の際から別枠で選抜するコース制、類型制も拡大している。これらも、実質

的には小学科である。

	1985	1991	
農	81	137	+56
工	112	170	+58
商	28	67	+39
水	14	35	+21
家	15	33	+18
看	1	1	
その他	33	49	+16
普	1	1	
	285	493	

(職小計)(251) (443) (+192)

くわえて、普通科と専門学科に位置する新しい総合学科制導入の動きが急ピッチですすめられている。

e) 高校間連携、高校と専修学校との連携

本来は、高校の教育条件を充実すべきであるのに、職業教育に対する公費支出の削減が露骨に企図されている。

f) 職業資格取得、技能検定合格による単位増

(2) 高校入試制度の多様化

高校入学者選抜の基本的性格は、1963年以来適格者主義とされている(それ以前は希望者全入原則だった)。小学区制の廃止、学区制の拡大が能力主義的競争をあおってきた。

最近では、推薦入学制拡大のほか、傾斜配点、入試期日の複数化など、いっそうの多様化がすすめられている。

茨城県のように、それぞれ価値観の異なる人格に類する事項までを点数化しようとする新しい動きもある。

(3) 多様化政策の特徴

a) 高校教育制度は、全日制のほかに定時制、通信制を設け、学科の制度を設けるなど、多様性を前提として出発した。多様性を前提として、統一性を保持しようとしてきたといつてよい。

b) 「多様性」という概念は、本来はニュートラルなもので、どちらかといえば、肯定的なニュアンスをふくんでいる。

教組などが最近の多様化を批判するのは、差別的な分断を企図する施策として出される場合が多

いからである。

c) しかし近年の学科多様化は、教委等のごり押しだけではなく、現場の側がすすんで職業学科の生き残り策を模索する結果としてすすめられている場合も少なくない。

III. 高校の新教育課程

高校学習指導要領は、中学校のそれと同じく89年3月に改訂され、来年度(94年度)から学年進んで実施される。

近年、新学習指導要領に対応する新教育課程表の編成過程を若干の学校につき調査したので、その結果の一端を報告する。

(1) 高等学校における教育課程の編成過程に関する調査結果の概要

高等学校の教員組織は、通常、校長のほか、に、国語、社会、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び専門教育に関する教科の教員で構成されている。多様な教科の教師で構成されている高等学校は、自校の教育課程をどのような手続きを通して編成しているのか。この点に関して、1994年度から実施される新教育課程の編成の場合について、数県にまたがる10校の事例を調査してみた。その結果の概要を報告する。なおここでいう教育課程とは、教育課程表をさす。

1. 教育課程を検討するための組織

①最終的には教職員全員が参加する職員会議で決定する学校が大部分であり、終始、教職員全員で検討するという学校はなかった。

大ていの学校は、職員会議や各教科会との意見を間にはさみながら、教育課程委員会で原案を検討している。この組織の名称は種々である。以下ではたんに委員会と称する。

②新設学科の教育課程を、校長、教頭とそのとりまきといわれる一部の教師だけで審議、決定し、職員会議にはかけなかったという学校があった。これは、多分、例外的な事例であるようにもわれる。

③委員会のメンバーの構成は、学校ごとに多様で、校長、教頭が正規のメンバーとして入っている学校、いない学校がある。入っている場合、実際には殆ど参加しない学校、参加するけれども実

際的な意見をいわない学校、積極的に意見をのべる学校、などがある。

④大ていの学校の委員会は、専任教師のいるすべての教科から1名ずつの代表をふくむ方式をとっている。家庭科教師のいない学校では、教頭あるいは教務主任、または委員長が家庭科の扱いにつき提議している。

⑤専門学科を置く学校の場合、機械科、電気科のように複数の学科(いわゆる小学科)を置く学校を例にとると、専門教科については、まとめて工業科から1名という学校、工業科から2名という学校、各学科から1名ずつという学校、などがある。

⑥各教科の代表で構成するのではなく、数名の(教科の数より少ない)委員を職員会議で選挙する学校もあった。この方式をとる学校は、少ないようにおもわれた。

⑦大ていの学校の委員会には、教務主任(及び教務係からもう1名)が参加している。しかし、教務部(係)からは1名も入らないという学校もあった。

⑧なお、専門学科を置く学校で、教務主任は専門学科から選ぶことを慣例としている、という学校もあった。

⑨進路指導主任、各学年主任がくわわるという学校もあった。

⑩高教組の職場分会の代表が委員会の正規のメンバーに入っている学校もあった。

⑪委員会の委員長(または議長、司会)は教務主任であることが多い。しかし、互選で選んでいる学校もあった。

⑫なお、商業関係学科(商業科と情報処理科)を置く学校で、「商業」を担当する教員のみ商業科(情報処理科をふくむ)の中に学科内カリキュラム委員会とよぶべき組織を設け、そこでコース制開設の有無、普・職の比率、選択科目の単位数などの教育課程の大枠を審議、内定し、然る後にこの案を全校の教育課程委員会にかける学校があった。

2. 都道府県教委の『教育課程編成の手引き』について

①多くの学校は、92年4月以降に検討を始めている。

②しかし、実際的な討議は、都道府県教委の『教育課程編成の手引き』(仮称)の公表(多く

は92年3～4月)後に始められた学校が多い。専門学科の場合には、専門教科の科目の標準単位が『手引き』で公表されるというある意味では無理なからぬ事情もある。

③都道府県教委の『手引き』の内容は、いずれも、学習指導要領の趣旨を解説し、同時に、教育課程編成にあたっての留意事項をのべている。ただし東京都教委、大阪府教委などの『手引き』には各学科の教育課程編成例を掲げていることが注目された。

④名古屋市のような政令指定都市の場合は、すべての市立高校の代表者が『手引き』作成のための協議会に参加したので、『手引き』完成時には、その趣旨や内容は各校に周知されている、という状況であった。

3. 教育課程編成の討議の過程

①若干の学校は、新教育課程編成のための討議を、とくにそのために時間をさいた職員会議において91年度からはじめていた。そこでは、学習指導要領改訂の趣旨のみでなく、当該校の生徒の現状、教師集団の取り組みの反省、教育課題などが論じられている。

②大ていの学校は、92年度に入ってから、まず第1回の教育課程委員会を開いて、この年度に委員会がとりくむべき課題や審議日程等の原案を作成し、これを職員会議にかけて決定している。

③審議日程が決まったあと、教育課程表が職員会議で決められるまでの間に、最も少ない学校では数回、多い学校では20回以上、委員会を開いている。

④教育課程作成の審議の主要な舞台は委員会である。しかし、委員会と委員会のあいだに、しばしば、各教科会が開かれ、委員会へ提起すべき教科会としての原案や委員会で作された論点が、議論されている。

また、前述(1の⑩)のように、総単位数やコース・類型の設定方法、選択制科目の単位数の幅などを、専門学科内のカリキュラム委員会で先議している学校もあった。

そのほか、総単位数、普通科目と専門科目の単位数の比率、コース制や類型制開設の方法などの教育課程編成の基本方針、学校の「教育方針」のような教育課程編成方針に関係するとおもわれる

重要事項は、途中経過のなかで、職員会議で議論されている。

⑤新教育課程作成の審議は、大ていの場合、新学習指導要領についての理解を深めるための学習から始められている。このような学習は、1回に2～3教科ずつ、何回かに分けて実施することが多い。専任教師のいない家庭科については、他校の教師を呼んで学習している学校もあった。

このような新学習指導要領についての学習を、委員会の場のみで行なう学校と、職員会議で行なう学校とがある。民主化がすすんでいる職場では、職員会議で行う場合が多いようである。このような討議の場をそのままいわゆる職場教研としている学校、職場教研を職員会議とは別個に開いている学校もある。

⑥学習の場には、種々な討議資料が配布されている。

⑦学習指導要領の学習が一通り済むと、総単位数、普・職の単位数の比率など、新教育課程編成の基本方針の審議に入っている。校内のコース制・類型制をどうするか、何学年から始めるか、選択制の単位数の幅などもこの段階から議論され始める。

⑧94年度用の新教育課程表作成過程で各高校共通に問題になっていたことの1つは、学校5日制と総単位数との関係だった。しかし、学校5日制と教育課程との関係の問題には、ここではふれない。

⑨総単位数については、県教委の『手引き』が設定したガイドラインが大きな影響を与えていたようにおもわれる。

⑩総単位数について一定の合意ができた後に、各教科から、理由を付して開設を要求する単位数を提出してもらう。

大てい、委員長が、出揃った要求を整理して教育課程表試案を作成する。

⑪各教科は、不合理と思える程に過大な要求を出すわけではない。それでも、全体としては総枠をはみだすことが多い。そこで、委員会での討議・調整が必要となる。

1)概して、進学をめざす生徒が多い普通科では、校内のコース制や類型制の設定の仕方に関連して、議論が多く、調整に困難が多い。

普通科では、今次改訂で始めてコース制あるいは類型制を採用するという学校は少なく、大ていは、従来から実施してきた方式の改訂というかたちで議論されている。

職業学科では、今次改訂ではじめて類型制や選択制を採用する学校が多かった。

2)職業学科や、卒業後就職する者が多数を占める普通科では、各教科の要求があまり過大ではなく、調整は比較的スムーズの如くであった。

3)職業学科の場合、典型的には電気科のように、その学科が公的職業資格取得の施設として認定を受けている場合、これを持続するために、通常より専門学科の単位数が多くなるため、調整に困難をきたすことが多い。これに関して、指定を受けたままとし、選択の仕方によっては資格を取得できるという方式を採用した学校もみられた。

4)愛知県では、県の産業教育審議会が各職業学科の専門科目の単位数について、他府県の水準からみて多いとおもわれるガイドラインを設定している。この線が県の工業高校会などを通じて強力に「指導」されたため、調整に難渋したという例もある。

5)委員会と各教科での審議だけでは決着がつかず、職員会議に持ち込まれ、そこで採決で事を決するという例もまれにはあった。

⑩県教委は、都道府県で期日は一様ではないけれども、92年10月に中間報告、93年3月に最終報告というように、2段階（県によっては3段階）に分けて、教育課程表の届け出を求めている。中間で提出を求める趣旨は、主要には、審議の中間段階で、訂正をもとめるなど必要な指導をすることにあるらしい。

しかし、定められた中間段階では、案にせよ教育課程がまだまとまる段階に達していない学校も少なくなかった。こういう場合には、教頭が委員長と相談し、教頭の責任で仮の案を提出している例が多いようである。

⑪文部省のいわゆる伝達講習会以外にも、教務主任が集まる機会は少なくはない。そういう場合をふくめて、教育課程編成についての学校間のいわば横の情報交換は、筆者らの予想に反して少ないようにおもわれた。

むしろ、高教組の会合を通して、あるいは高教組での知人を通しての情報交換は意外に活発で、委員会や職員会議の討論に生かされることがある如くであった。

⑭以上のような経過を経て、各学校は、県教委が指定した期日（多くは93年1～3月）までに、職員会議の議決を経て、県教委に教育課程表を届け出している。

1)しかし、この段階でできたのは、教育課程表だけである。より具体的な教育課程の内実についての討論は、もっと後になる。

2)最終決定は94年3月だという県もあるらしい。

3)調査の限りでは、履修と修得などの細目まで決めていた学校は少なかった。「決めた」学校でも、とりあえず従来の方式を踏襲することを確認したにとどまる学校が多かった。

4. 論点、くふうをこらしている点など

①従来から女子が多い商業高校をのぞくと、新たに登場した男女必修の「家庭一般」（又は「生活技術」「生活一般」）の扱いには苦慮した如くで、県教委のいうままにやむなく「家庭一般」4単位を入れた学校が多い。

結局、3単位とすることが認められたのは、一部の職業学科だけの如くである。

②いわゆる普通教育に関する教科についても、学習指導要領にない科目を創設している学校は意外に多いようにおもわれた。（職業学科をはじめとする専門学科では、従来から実施してきたことである。）

③教育課程表を提出した後、教科書採択の段階になって「工業基礎」に検定教科書がつくられたことを知り、困惑しているという報告は多い。

④ある商業科では、新設の「課題研究」が分割指導を前提としていることに着目し、「課題研究」の名目で簿記学習を充実させることを企図している、とのことであった。

教育課程編成は教育課程表作りで終わるだけでなく、むしろ、実際的な教育計画づくりはこれからの課題である。7月29日に高校の指導要録が通知され、「新学力観」に対応するよう指示された。

ここでも、新学力観が問題となる。

（技教研代表委員・名古屋大学）